

令和8年度 福岡市防犯灯賠償責任保険 仕様書

1. 保険の対象及び内容

(1) 保険期間

令和8年4月1日 16時から令和9年4月1日 16時まで

(2) 保険の対象

自治会等が維持管理している防犯灯 45,061 灯

※「福岡市道路照明灯補助金交付要綱」に基づく補助金の交付対象防犯灯。



①共架式



②ポール式



③壁面

図1：防犯灯の設置方式

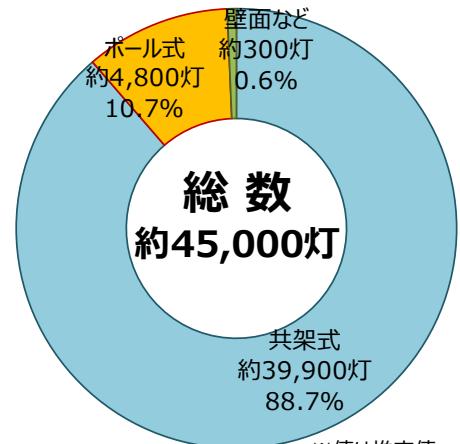


図2：防犯灯の内訳

(3) 補償の内容（最大）

○対人賠償 1人1億円 1事故5億円

○対物賠償 1事故3千万円

(4) 保険の対象事故

○他人の身体に損害を与える、法律上の賠償責任を負う事故

※防犯灯のカバーが強風等の理由により落下し、下を通行していた人に怪我をさせた場合など

○他人の財物に損害を与える、法律上の賠償責任を負う事故

※防犯灯のポールが倒れて、通行していた車両にキズをつけ、修理代を負担しなければならなくなつた場合など

(5) 保険の主な対象外事故

○自治会等の故意による事故

○戦争、変乱、暴動、労働争議又は政治的騒じょうによる事故

○地震、噴火、洪水又は津波等の天災による事故

(6) 保険が適用される損害

○被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬祭料、死亡による逸失利益、慰謝料及び財物の修理代

○保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用

○保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の防止又は軽減のための有益な応急、緊急措置費用

(7) 保険の請求者

○福岡市内の自治会、町内会及び自治協議会その他これらに類する地域団体の長

2. 保険金の請求方法

(1) 保険金請求のフロー

- ① 事故発生後、区役所が当該防犯灯の所有者（自治会等）を特定する。
- ② 区役所が当該防犯灯の所有者に連絡を行い、その旨を被害者にも連絡する。
- ③ 被害者と防犯灯の所有者で連絡をとる。
- ④ 自治会等が市に事故発生を連絡する（市は事故内容等を聞き取る）。
- ⑤ 市は速やかに事故報告書を作成し、保険会社にFAX等で提出する。
- ⑥ 保険会社に提出した事故報告書及び保険請求申請書様式を自治会等へ郵送等で渡す。
- ⑦ 自治会等は被害者と交渉し、賠償方法及び賠償金額等を被害者と合意する。
- ⑧ ⑦の交渉において、保険会社は自治会等に対し、賠償金額等の相談及び調整を行う
また、保険会社は事故報告書の未記入箇所等を自治会等から聞き取りながら記入していく。
- ⑨ 自治会等が保険請求申請書等を作成し、保険会社に提出する。

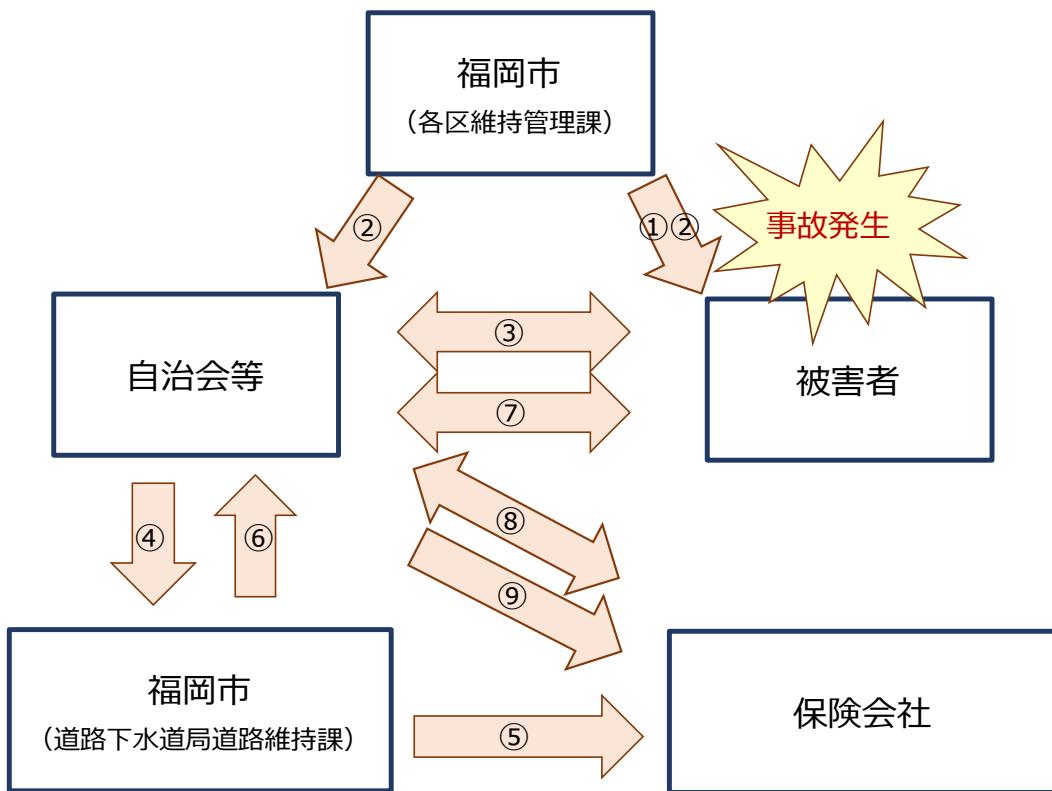


図3：保険請求のフロー